

栃木県労働基準協会連合会

令和3年11月1日

第56号

発行
発行人

(一社)栃木県労働基準協会連合会
〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp
http://www.tochikiren.or.jp

印刷 鈴木印刷株式会社

栃木労働局からのお知らせ① (監督課)

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です ～ 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します ～

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

*「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負担による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことであります。

10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中期間です。

「労働条件相談ほっとライン」

(厚生労働省委託事業)

0120-811-610

月～金 17:00～22:00 土日・祝日 9:00～21:00

※ お近くの労働局・労働基準監督署(開庁時間/平日8:30～17:15)においても受付を行っています。

「特別労働相談」を実施します!
無料 過重労働解消相談ダイヤル

0120-794-713

令和3年11月6日(土) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します ～ 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ ～

日時 2021年11月15日(月) 14:00～16:30(受付13:00～)
栃木県教育会館5階小ホール(栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号)



過重労働による健康障害を防止するために

①時間外・休日労働を削減しましょう。

●法律上、時間外労働の上限は原則月45時間・年360時間で、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができません。臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。

●36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針に対応したものとなるようにしてください。

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

●労働基準法に基づき、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要ですが、これは最低水準です。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

●健康診断体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。

●長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
※ 面接指導の対象は、労働安全衛生法において、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」とれています。

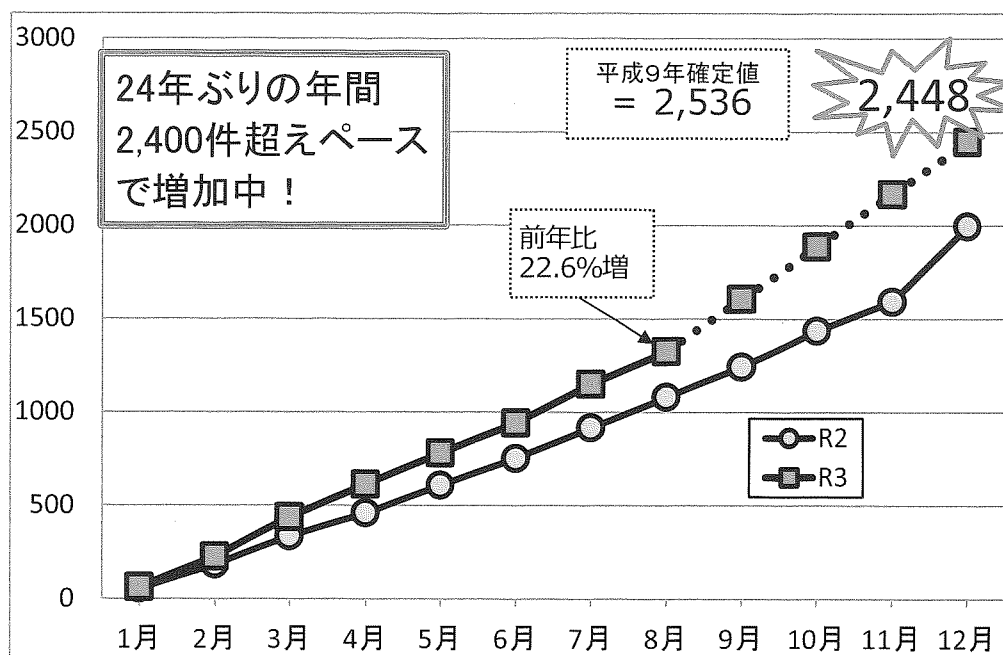
とちぎ労基連トピックス①

栃木労働局からの要請・依頼の概要 (前回掲載分以降)

- ⑳ 3年8月5日付け 栃木労働局健康安全課長
(趣旨) 8月以降における熱中症予防対策の徹底について周知依頼
- ㉑ 3年8月23日付け 栃木労働局長
(趣旨) 死亡労働災害防止に向けた緊急要請について周知依頼
- ㉒ 3年8月20日付け 栃木労働局健康安全課
(趣旨) 緊急事態宣言下における感染症のまん延防止対策の徹底について実施要請
- ㉓ 3年8月27日付け 栃木労働局長
(趣旨) 10月の「年次有給休暇取得促進月間」について周知協力依頼
- ㉔ 3年8月31日付け 栃木労働局長
(趣旨) 「栃木県内企業の働き方改革(同一労働同一賃金)に関する取組状況についてのアンケート」への周知協力依頼
- ㉕ 3年9月1日付け 栃木労働局長
(趣旨) 栃木県最低賃金について周知広報依頼
- ㉖ 3年9月3日付け 栃木労働局長
(趣旨) 「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する周知協力依頼
- ㉗ 3年9月6日付け 栃木労働局健康安全課長
(趣旨) 放射線業務従事者の健康管理等の徹底について周知依頼
- ㉘ 3年9月9日付け 栃木労働局健康安全課長
(趣旨) 新型コロナウイルス感染症に係る職場における積極的な検査の実施について周知依頼
- ㉙ 3年9月27日付け 栃木労働局長
(趣旨) 栃木県最低賃金の周知広報について協力依頼
- ㉚ 3年9月28日付け 栃木労働局長
(趣旨) リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について周知依頼
- ㉛ 3年9月29日付け 栃木労働局長
(趣旨) 緊急災害防止運動の実施について協力依頼(続 A ない運動の実施について)
- ㉜ 3年9月30日付け 栃木労働局長
(趣旨) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令に基づく指定保存交付期間の指定の更新等について了知依頼

続・「Aない声かけ3か月運動」

令和3年10月1日～12月31日



栃木県における労働災害が急増しています。

このうち、不安全行動による行動災害が多数を占めています。

作業を行うときは、「あわてず」「あせらず」「あなどらず」に注意して、お互いに声をかけあって労働災害による犠牲者をなくしましょう。

《 行動災害による災害事例 》

1	コンベアから製品が落ちそうだったので、あわてて走り出したところ、濡れた床で足を滑らせ転倒した。
2	社会福祉施設で、立ち上がった利用者がふらついたため、あわてて抱きかかえようとしたが、利用者と共に転倒した。
3	接客対応時に、客から言われたことを急いで他のスタッフに伝えるため、廊下を走ったところ、滑って転倒した。
4	機械設備の自動運転中、機械が停止したので、急いで加工品を取り出そうとしたところ、機械が動き出し、左示指を挟まれた。
5	作業台とコンベアの隙間を通ったところ、電源コードに足を引っ掛けて転倒した。
6	トラック荷台から降りようとして、飛び降りたところ、踵を地面に打ちつけた。

1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成30年から3年連続で増加し誠に由々しき事態となっていたことから、何としても労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため、各労働災害防止団体、関係団体に働きかけを行い、行政及び関係団体が一丸となり、本年5月24日から8月31日までの100日間を「Aない声かけ運動」と銘打って、災害撲滅のための運動を広く展開してきたところです。

しかしながら、運動開始時の増加率が33.6%から8月末で22.6%と11ポイント減少するなど一定の成果を上げることはできたものの、未だ満足のいく結果とは程遠いものとなっています。

そこで、更に増加率を減少させるため、今年の残り3か月を、続・「Aない声かけ3か月運動」として、改めて、「Aない声かけ運動」を展開することとしました。

「Aない声かけ運動」とは・・・

労働災害に結び付く「あわてる」「あせる」「あなどる」の「あぶない行動」のキーワードの頭文字“あ(A)”を取った行動を「しない・させない」ために、同じ場所で働く皆がお互いに声をかけ合い、安全な作業行動の定着化を図り、労働災害を防止するものです。

2 実施期間

令和3年10月1日から令和3年12月31日まで

3 キャッチフレーズ

“あわてず あせらず あなどらず”

4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
- (2) 職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止
- (3) 高年齢労働者による災害の撲滅
- (4) 「荷役」災害の撲滅
- (5) 「転倒」災害の撲滅
- (6) 「動作の反動・無理な動作」災害の撲滅
- (7) 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の撲滅
- (8) 「墜落・転落」災害の撲滅

5 無災害ポスターの掲示（ホームページからダウンロードできます。）

事業場は、別添の「無災害ポスター」を目立つ箇所に掲示することにより、運動期間中、労働災害ゼロに向けた自主的安全衛生活動のモチベーションの維持向上を図ること。

本ポスターは、日ごとに塗りつぶすことのできるポスターとなっているので、原則として以下の要領で塗りつぶすなどにより活用すること。

無災害の日…**緑** 不休災害が発生した日…**黄** 休業災害が発生した日…**赤**

※ その他、必要に応じて「重点チェック事項」「具体的な声かけ実践・活用事例」等（これまでの100日運動展開時にお示ししたもの）をご参照ください。

＜栃木労働局ホームページ⇒パンフレット・リーフレット⇒安全衛生関係＞



必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も。

確認しましょう！ 最低賃金 栃木県最低賃金が 時間額 882円 に！

— 改正発効は 令和3年10月1日 から —

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。
なお、特定の産業には、特定最低賃金が定められています。

最低賃金引き上げの取組に対する支援策①

業務改善助成金の要件緩和・運用改善のご案内

業務改善助成金は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

■助成対象となる「人材育成・教育訓練」費用の要件緩和（令和3年10月1日～）

- 研修の外部講師の謝金：1時間あたり10万円（3時間）まで、上限1回
⇒ 1回あたり10万円まで、上限5回

- 外部団体が行う研修等の受講費：上限30万円 ⇒ 上限50万円

■運用改善（手続きの簡素化等）

- 助成対象となる「コロナ禍においてニーズの高い設備」を周知していきます。
例）宅配用バイク・自転車、自動検温器、Web会議システムなど
- 受給要件である「賃金を引き上げてから6月経過後に提出が必要となる賃金台帳」を賃金引き上げ対象者分に限定します。（見直し前の対象は全労働者分）
- 事業場内の最低賃金を簡易に算出するための計算ツールを作成し、配布します。

- お問合せ先：栃木働き方改革推進支援センター TEL 0800-800-8100

- 申請先：栃木労働局雇用環境・均等室 TEL 028-633-2795



最低賃金引き上げの取組に対する支援策②

雇用調整助成金等の要件緩和のご案内

雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所で、休業等により雇用維持を図る事業主に対して助成します。

■最低賃金を引き上げた中小企業に対する要件緩和■

業況特例・地域特例の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

- お問合せ先：栃木労働局職業対策課分室 TEL 028-614-2263 又は各八ローワーク



11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

「知っていますか、労働保険。

入っていますか、あなたの職場。」

労働保険は働く皆さんを守ります。

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は、政府が管理・運営している強制的保険です。農林水産業の一部を除き労働者を一人でも雇用している事業主はすべて加入が義務付けられています。

労災保険は、業務災害や通勤途上災害を被った労働者や、その遺族に対して必要な保険給付を行う制度です。

雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由等が生じた場合に必要な給付を行う制度です。

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険の「未手続事業一掃」を主要課題と位置付けて、労働保険の未手続事業の解消を図るべく広報活動を実施しています。

加入の手続き、ご相談は、栃木労働局労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へお願いします。

栃木労働局総務部労働保険徴収室

電話：028-634-9113

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金を再開しました！

令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、①②の子どもの世話をを行う必要がある働く保護者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

1日当たり13,500円（緊急事態宣言等の実施区域は15,000円）が支給上限

【申請期限】

①令和3年 8月1日～同年10月31日の休暇	令和3年12月27日（月）必着
②令和3年11月1日～同年12月31日の休暇	令和4年 2月28日（月）必着

●お問合せ・申請先 栃木労働局雇用環境・均等室内

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口 TEL：028-633-2795



『働きやすい職場づくりセミナー』を開催します！

令和4年度に施行される改正育児・介護休業法をはじめ、労働施策総合推進法（ハラスメント防止対策）、次世代育成支援対策推進法（くるみん認定）のポイントについて、労働局職員が説明します。是非、ご参加ください。

開催日時	場所
令和3年12月3日（金）14時～	宇都宮市文化会館 大ホール
令和3年12月9日（木）14時～	那須野が原ハーモニーホール 小ホール
令和3年12月16日（木）14時～	佐野市文化会館 小ホール

※詳細や申込み方法等については、下記にお問い合わせください。
お問合せ先 栃木労働局雇用環境・均等室 ☎028-633-2795

外国人在留支援センター

Foreign Residents Support Center (FRESC 略称：フレスク)

■略称フレスクが誕生し、令和2年7月6日から稼働しています。

■フレスクは、国際交流の促進や労働力不足への対応等の観点から、外国人労働者の在留そのものを支援する、4省（法務省・厚生労働省・外務省・経済産業省）共管の公的機関です。

■留学生の受入れや就職の促進、高度外国人材の受入れの促進、外国人本人や家族の人権擁護、外国人が関係する法律トラブルの相談、査証相談、外国人雇用に伴う労働相談など一か所でさまざまなサービスが受けられます。

■厚生労働省関係では、東京労働局外国人特別相談・支援室が設けられ、外国人雇用に関する労働相談に応じるほか、外国人雇用サービスセンターでは就職相談に応じています。

■なかでも、公益社団法人東京労働基準協会連合会が厚生労働省から受託した「外国人安全衛生管理支援事業」の「安全衛生班」として、外国人労働者を雇用する上での安全衛生管理の相談への対応、安全衛生の専門家が個別訪問しての、安全衛生診断・改善指導を、無料で行っています。

電話 0570-011000

「フレスク」→検索

令和3年度 栃木労働局長表彰受賞者

令和3年度の栄えある栃木労働局長表彰を、下記の事業場、個人の皆様が受賞されました。誠におめでとうございます。

(敬称略)

優良賞 (3社)

住友ベークライト 株式会社 宇都宮工場 (宇都宮市)
戸田建設・久米設計・大森一級建築士事務所・板橋組・斎藤組・保坂建築事務所・荒川電気工業・ヒタチ設備
特定建設工事共同企業体 小山市役所新庁舎整備事業 (小山市)
パナソニック スイッチングテクノロジーズ 株式会社 大田原工場 (大田原市)

奨励賞 (7社)

栃木住友電工 株式会社 (宇都宮市)
日本プロテイン 株式会社 (足利市)
鴻池運輸 株式会社 東日本支店 栃木営業所 (栃木市)
富士フィルムテクノプロダクツ 株式会社 佐野サイト (佐野市)
JFE ミネラル 株式会社 栃木鉱業所 (鹿沼市)
株式会社 ヨクモッククレア 日光工場 (日光市)
株式会社 真岡製作所 本社工場 (真岡市)

安全衛生推進賞 (2名)

鈴木 久雄 (建設業労働災害防止協会 栃木県支部 安全衛生委員会 副委員長)
手塚 定雄 (建設業労働災害防止協会 栃木県支部 技能講習等教育講師)

中災防・中小企業無災害記録証授与制度

中小企業無災害記録が達成されました

今年度、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証(表彰状)と副賞(表彰盾)が授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に活発な安全管理活動の取り組みをお願いいたします。

なお、この制度についての詳細は(一社)栃木県労働基準協会連合会(028-678-2771)にお問い合わせください。

所在地	事業場名	種別	期間	労働者数
小山市	メルテック株式会社	第三種 (銅賞)	平成29年7月5日 ~令和3年9月1日	47名

令和3年度（一社）栃木県労働基準協会連合会長表彰

本年9月28日に開催予定でした令和3年度の栃木地方産業安全衛生大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2年連続で中止となりましたが、同日付の栃木県労働基準協会連合会長表彰は例年どおり実施し、各地区労働基準協会長からご推薦を受けた下記の方々が表彰され、各地区労働基準協会を通じて表彰状等が伝達されました。誠におめでとうございます。

（令和3年9月28日付、敬称略）

【安全功績賞】

- 1 上田 直
（株式会社エフ・イー・エス設備保全課長）
- 2 高瀬 創
（株式会社深井製作所 経営管理部長）
- 3 佐藤 和博
（富士通株式会社小山工場 工場長）
- 4 新川 律夫
（株式会社大協精工経営管理部 部長補佐）
- 5 荒井 正彦
（川上建設株式会社総務部 次長）
- 6 下村 和彦
（田淵電子工業株式会社 総務課長）
- 7 高橋 寛
（株式会社高橋製作所 代表取締役社長）
- 8 阿部 雅彦
（千住金属工業株式会社栃木事業所 環境施設部 部長）

【労働衛生功績賞】

- 1 増山 武夫
（アサヒグループ食品株式会社栃木さくら工場 総務部 課長補佐）
- 2 安田 浩一
（株式会社キリウ 執行役員足利工場長）
- 3 安部 成明
（古河産機システムズ株式会社生産本部小山栃木工場 技師長）
- 4 駒形 忠晴
（駒形石灰工業株式会社代表取締役）
- 5 洲上 由美
（中興化成工業株式会社宇都宮工場管理課課長代理）
- 6 永井 芳実
（株式会社日高精機栃木工場 総務課長）
- 7 吉岡 勝彦
（金谷ホテル株式会社 取締役総務部長）
- 8 佐藤 利春
（株式会社真和物流サービス 専務取締役）

中小企業退職金共済事業本部からのお知らせ

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

安全
国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利
掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単
社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。 [中退共](#) [検索](#)

中退共 (独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ①11月2日(火)～5日(金) 特殊健康診断(清原工業団地管理センターほか)
- ②11月5日(金)～6日(土) 産業用ロボット特別教育(株)クボタ 宇都宮工場
- ③11月9日(火) 高根沢地区一般健診 宝積寺タウンセンター
- ④11月11日(木) リスクアセスメント実務研修会 栃木県護国会館
- ⑤11月22日(月) 永年勤続従業員表彰式 コンセーレ
- ⑥12月9日(木) 粉じん特別教育 栃木県護国会館
- ⑦1月20日(木)～21日(金) 第3回職長等教育 栃木県護国会館
- ⑧1月25日(火) 労務管理講習会 宇都宮市文化会館小ホール

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ①11月5日(金) 粉じん作業特別教育 足利市民プラザ
- ②11月24日(水) 足利地区産業安全衛生大会表彰式 足利市民プラザ
- ③12月3日(金) リスクアセスメント実務研修会 足利市民プラザ
- ④1月下旬 労務管理セミナー 会場未定

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ①11月11日(木) 栃木地区産業安全衛生大会 栃木市栃木文化会館大ホール
- ②11月17日(水) 第3回理事会 小山グランドホテル
- ③11月25日(木) 職長等能力向上教育 栃木商工会議所
- ④12月9日(木) 研削といし取替え特別教育 栃木商工会議所
- ⑤1月18日(火) 令和3年度労務管理セミナー 小山グランドホテル
- ⑥1月26日(水) 動力プレスの金型の調整等特別教育 栃木商工会議所

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ①11月24日(水) 正副会長会議 ホテルサンルート佐野
- ②12月3日(金) 佐野地区産業安全衛生大会表彰式 ホテルサンルート佐野
- ③12月13日(月) 第2回理事会 ホテルサンルート佐野
- ④12月15日(水) 労務管理セミナー 佐野市勤労者会館
- ⑤1月18日(火) 職長能力向上教育(再教育) 佐野市勤労者会館

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ①11月5日(金) 鹿沼地区産業安全衛生大会 (株)福田屋百貨店鹿沼店
- ②11月12日(金) 転倒災害防止のための安全衛生教育(中高年齢者衛生教育) ボイラ・クレーン安全協会栃木事務所
- ③11月17日(水) 総務部会 鹿沼市職業訓練センター
- ④11月26日(金) 理事会 鹿沼市職業訓練センター
- ⑤1月21日(金) 労務管理講習会 (株)福田屋百貨店鹿沼店

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ①11月25日(木) リスクアセスメント担当者研修 栃木県立県北体育館
- ②12月14日(火) 第3回職長能力向上教育(製造業) 栃木県立県北体育館
- ③1月予定 北栃木新春名刺交換会 会場未定
- ④1月予定 那須塩原市新春賀詞交歓会 会場未定

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ①11月11日(木)～12日(金) 職長教育 日光商工会議所日光事務所会議室
- ②11月19日(金) 日光地区産業安全衛生大会(規模縮小しての開催) 日光市大沢公民館会議室
- ③11月24日(水) 自由研削といし等の取替え等の業務に係る特別教育 日光市大沢公民館会議室
- ④12月16日(木) リスクアセスメント担当者研修 日光市民活動支援センター
- ⑤1月13日(木)～14日(金) 木材加工用機械作業主任者技能講習(林災防協力) 会場未定
- ⑥1月27日(木)～28日(金) のり面ロープ高所作業特別教育(林災防協力) 会場未定

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ①11月2日(火) 真岡地区優良従業員等表彰式 真岡市青年女性会館
- ②11月4日(木) フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 真岡市公民館
- ③12月6日(月)～7日(火) 産業用ロボット特別教育(座学) 真岡市公民館
- ④12月14日(火) 転倒災害防止セミナー 真岡市青年女性会館
- ⑤1月18日(火)～19日(水) 職長教育 真岡市公民館

2021年度各種技能講習等実施計画表

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
11	1 (月) ~ 2 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑧	建設産業会館	8/ 2 (月)	10/18 (月)
	3 (水)	出張特別試験 (関東安全衛生技術センター主催)	宇都宮大学	別 途	別 途
	9 (火)	衛生推進者養成講習①	護国会館	8/10 (火)	10/26 (火)
	15 (月) ~ 16 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦	建設産業会館	8/18 (水)	11/ 1 (月)
12	2 (木) ~ 3 (金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑨	〃	9/ 2 (木)	11/18 (木)
	7 (火) ~ 8 (水)	衛生管理者能力向上教育①	護国会館	9/ 7 (火)	11/24 (水)
	13 (月) ~ 15 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	建設産業会館	10/15 (金)	11/29 (月)
	20 (月) ~ 23 (木)	外国人技能実習制度養成研修②	〃	全 基 連	全 基 連
1	11 (火) ~ 12 (水)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	〃	10/ 1 (金)	12/24 (金)
	17 (月) ~ 19 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑦	〃	11/12 (金)	1/ 5 (水)
	25 (火) ~ 26 (水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧	〃	10/25 (月)	1/11 (火)
2	1 (火) ~ 2 (水)	安全衛生推進者等養成講習⑤ (一般③)	護国会館	11/ 1 (月)	1/18 (火)
	3 (木) ~ 4 (金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑪	建設産業会館	11/ 4 (木)	1/20 (木)
	7 (月) ~ 9 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑧	〃	12/ 6 (月)	1/24 (月)
	14 (月) ~ 15 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑨	〃	11/15 (月)	1/31 (月)
	17 (木) ~ 18 (金)	安全管理者選任時研修③	護国会館	11/17 (水)	2/ 3 (木)
	21 (月) ~ 22 (火)	乾燥設備作業主任者技能講習②	建設産業会館	11/22 (月)	2/ 7 (月)
	24 (木) ~ 25 (金)	鉛作業主任者講習①	〃	11/24 (水)	2/10 (木)
3	3 (木) ~ 4 (金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑫	建設産業会館	12/ 3 (金)	2/17 (木)
	8 (火) ~ 9 (水)	栃木KYTトレーナー研修② (中災防主催)	〃	中 災 防	中 災 防
	14 (月) ~ 16 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑨	〃	1/14 (金)	2/28 (月)
	17 (木) ~ 18 (金)	プレス機械作業主任者技能講習③	〃	12/17 (金)	3/ 3 (木)

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL [<http://www.tochikiren.or.jp>]

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9:00 ~ 17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4 階

TEL : 028-678-2771 FAX : 028-678-2775 Email : info@tochikiren.or.jp



(栃基連HPのQRコード)

とちぎ労基連トピックス⑤

今年も「安全衛生教育促進運動」が始まります。

『正しい知識で職場を安全・健康に！』

中央労働災害防止協会 (中災防) では、令和 3 年 12 月 1 日から 4 年 4 月 30 日までを実施期間として、厚生労働省の後援を受けて「令和 3 年度安全衛生教育促進運動」を主催・展開しております。この運動は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、平成 25 年度から中災防が提唱し展開しているものです。詳しくは中災防ホームページ (<http://www.jisha.or.jp>) をご覧ください。

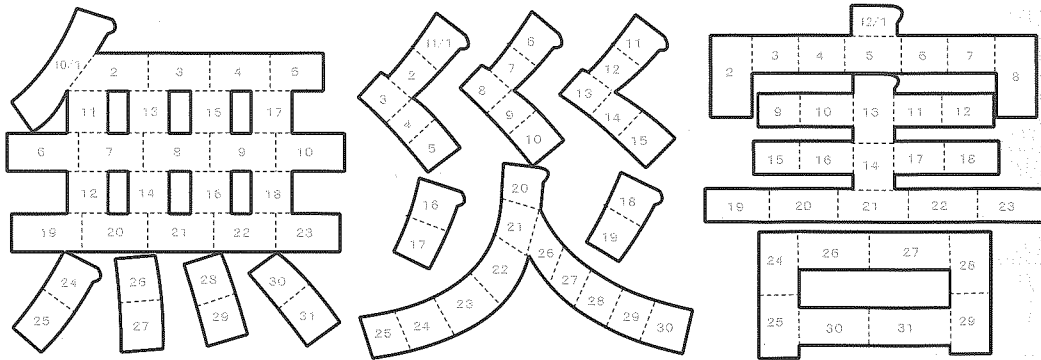
また、厚生労働省では安全・衛生管理者や各作業主任者、職長等の安全衛生に係る管理者や危険有害業務従事作業員に対する 5 年ごとの能力向上教育の実施を通達で定めています (H3.1.21 基発第 39 号「安全衛生教育等推進要綱」)。これらに関する講習は、(一社) 栃木県労働基準協会連合会及び、県内の各労働基準協会で開催しておりますので、事業主の皆様は、該当者の計画的な受講につきまして、もれの無いようにご注意下さい。

「Aない声かけ3か月運動」実施中!

A W A T E Z U A S E R A Z U A N A D O R A Z U

令和3年10月1日～12月31日

“あわてず あせらず あなどらず”



～リスクゼロを目指して～

声をかけ合い無災害を達成しよう

栃木労働局・労働基準監督署

3か月運動

100日運動
(5/24～8/31)



栃木労働局からのお知らせ⑧ (健康安全課)

労働災害発生状況 (令和3年)

栃木労働局 健康安全課

※休業4日以上の死傷災害が大幅な増加となっているほか、死亡災害も150%増となっています。災害防止対策の徹底をお願いいたします。

(令和3年9月末現在)

区分	令和2年		令和3年		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死者数	死傷者数	死者数		
全産業	1,242	8	1,566	12	+ 324	+ 26.1
製造業	333	2	436	1	+ 103	+ 30.9
建設業	117	2	156	4	+ 39	+ 33.3
道路貨物運送業 陸上貨物取扱業	152		189	3	+ 37	+ 24.3
林業	12		10		-2	-16.7
第三次産業	589	4	721	3	+ 132	+ 22.4

